

## 確 認 書

長崎県漁業信用基金協会  
理事長 白濱 重晴 殿

平成 年 月 日付債務保証委託書 資金(保証金額 円)  
に係る求償権の範囲の限定については、以下のとおり確認します。

### 記

- 1 本件保証債務につき、貴協会が代位弁済した場合に貴協会が取得する求償権の回収においては、生活の維持のために不可欠と認められる資産は、当該回収対象から除外される。  
なお、個人事業者の場合、上記除外を確実にを行うためには、事業に係る収入及び資産を明確に区分管理する必要がある。
- 2 生活の維持のために不可欠と認められる資産以外の資産は、求償権回収の対象となる。
- 3 漁業又は水産加工業以外の事業を併せて営む等により、当該他の事業の用に供する資金と漁業又は水産加工業に要する資金との間での混同や流用が起り得る場合には、あらかじめ、専ら漁業又は水産加工業を営む法人を別に設立して、収入と資産の分離を行う。
- 4 3に記載する事態となった場合の分離は、当該法人が純資産状態(実質債務超過ではない状態)にある場合に限られる。
- 5 3に記載する事態となった場合において、被保証人が分離を怠った場合、あるいは純資産状態にないなどによって収入と資産の分離が行えなかった場合には、求償権行使の範囲の限定は適用されない場合が有り得る。

本確認書は、保証実行日より効力を持つ。

以上

平成 年 月 日

被保証人  
住 所  
名称・氏名  
代表者

印

連帯保証人  
住 所  
氏 名

印